

平成12年4月1日
施行

（設置）

第1条 本学に、人権問題委員会の発議により、人権侵害調査委員会（以下「委員会」という）を置くことができることとする。

（目的）

第2条 委員会は、人権侵害の申立に適切に対応することを目的とする。

（任務）

第3条 委員会は、相談者、被害者および加害者など関係者からのヒアリングなど、人権侵害に関する調査を実施する。関係者からのヒアリングは相談者および被害者の同意を得て開始し、必ず2名以上で行うものとする。

2 調査結果について、委員会設置の日から原則として2ヶ月以内に、文書で人権問題委員会に報告する。

3 委員会は、前項に掲げる事項を任務とし、いずれも関係者の秘密を厳守とした上で対処しなければならない。

（構成）

第4条 委員会は、人権問題委員会の指名する委員若干名で構成する。

2 委員会には委員長を置く。

3 委員長は、人権問題委員会が指名する。

4 委員は、その任期中および退任後、本任務により知り得たいかなる情報も他に漏らしてはならない。

（改正）

第5条 この規程の改正は、学部長会議の議を経て、大学協議会の議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。